目　次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約の締結（第三条―第十五条）
第三章　運送（第十六条―第二十五条）
第四章　荷送人の義務（第二十六条―第三十五条）
第五章　荷受人の権利（第三十六条―第四十四条）
第六章　損害賠償（第四十五条―第五十条）
第七章　附帯業務（第五十一条―第五十三条）

貨物自動車運送約款

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ運送にも従事します。

（適用範囲）

第二条　当店が運送を行う貨物の種類、運送区間及び運送方法については、この約款の定めるところによります。

2　当店と荷送人との間の運送契約に関しては、この約款の定めるところによります。

3　当店と荷送人との間の運送契約に関しては、この約款の定めるところによります。

第二章　運送契約

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りであります。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地間　貨物を受け取った日を含め一日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集荷及び配達をする場合にあっては各一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後貨物の引渡しがあったときは、これをもって遅延とします。

第三節　引受け

（貨物の種類及び性質の運送）

第六条　当店は、次の各号に掲げる貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立合いのうえ、これを点検することがあります。

3　当店は、その貨物の引渡しを受けた後、これを点検をした場合において、貨物の種類及び性質が明告されたものと異なるときは、申込者の負担において、これを適当な措置をすることがあります。

4　いずれの場合においても、貨物の種類及び性質の明告をしたこと又は貨物の点検をしたことにより、当該貨物の引渡しを受けた後容積並びに一個の重量及び個数の点検をしたことにより、当店が責任を負うことはありません。

（引渡不能貨物）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　引受けを拒絶することが運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同項の規定による点検に応じないとき。

三　同条第二項の規定による荷造りが十分でないとき。

四　その運送を引き受けることが運送に支障があるとき。

（危険品）

第八条　当店は、次の各号の一に該当する貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

一　引火性又は爆発性のある物品

二　腐食性又は毒性のある物品

三　放射性物質

四　前三号に掲げるもののほか、人畜に危害を及ぼし、又は車両を汚損するおそれのある物品

2　当店は、前項の規定により明告された貨物が同項各号に掲げる貨物であると認めたときは、当店は、その貨物の運送の申込みを拒絶することがあります。

3　当店は、第一項の規定により明告された貨物が同項各号に掲げる貨物であると認めたときは、その貨物の運送の申込みを拒絶することがあります。

（運送の条件）

第九条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　発送地間　貨物の価額が一個又は一組につき十万円を超えるもの

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集荷及び配達をする場合にあっては各一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後貨物の引渡しがあったときは、これをもって遅延とします。

第三節　引受け

（貨物の種類及び性質の運送）

第六条　当店は、次の各号に掲げる貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立合いのうえ、これを点検することがあります。

3　当店は、その貨物の引渡しを受けた後、これを点検をした場合において、貨物の種類及び性質が明告されたものと異なるときは、申込者の負担において、これを適当な措置をすることがあります。

4　いずれの場合においても、貨物の種類及び性質の明告をしたこと又は貨物の点検をしたことにより、当店が責任を負うことはありません。

（引受拒絶）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　引受けを拒絶することが運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同項の規定による点検に応じないとき。

三　同条第二項の規定による荷造りが十分でないとき。

四　その運送を引き受けることが運送に支障があるとき。

（引渡場所）

第八条　貨物の引渡しは、受取人の指定した場所において行います。

2　前項の貨物の引渡しは、受取人の指定した場所において行います。

（引渡期間）

第九条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地間　貨物を受け取った日を含め一日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集荷及び配達をする場合にあっては各一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後貨物の引渡しがあったときは、これをもって遅延とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取人）

第十条　貨物は、受取人に引き渡します。

2　受取人が貨物の引渡しを受けることができないときは、荷送人に引き渡します。

（荷送人の指図）

第十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の経路別等に応じて、運送に遅滞なく荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が直ちにその荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の種類

三　容器及び荷造りを加えた一キログラム当たりの価格（重量容積の異なる貨物（重量容積換算）一立方メートル当たりの価格）

2　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとにこれをします。

3　この運送約款においては、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の経路別等の指定）

第十三条　荷送人は、貨物の運送の申込みをするに当たり、運送の経路別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示することができます。

2　荷送人が前項の指定をした場合において、貨物の運送上やむを得ない事由があるときは、当店は、荷送人の同意を得て、その指定に従わないことがあります。

（荷造り）

第十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の経路別等に応じて、運送に遅滞なく荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が直ちにその荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の種類

三　容器及び荷造りを加えた一キログラム当たりの価格（重量容積の異なる貨物（重量容積換算）一立方メートル当たりの価格）

2　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとにこれをします。

3　この運送約款においては、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の経路別等の指定）

第十三条　荷送人は、貨物の運送の申込みをするに当たり、運送の経路別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示することができます。

2　荷送人が前項の指定をした場合において、貨物の運送上やむを得ない事由があるときは、当店は、荷送人の同意を得て、その指定に従わないことがあります。

（引渡不能貨物）

第十四条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失、き損、延着その他運送に関し荷送人に責任のある事由により引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、前項の場合において、荷送人が相当の期間内に貨物の処分について指図をしないときは、その貨物を競売に付してその代金を供託することがあります。

3　当店は、前項の規定により貨物を競売に付したときは、遅滞なく荷送人に対しその旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により貨物を競売に付したときは、その費用に充てるため、その貨物を留置することがあります。

（危険品等の処分）

第十五条　当店は、第十五条の規定による明告又は点検によりその貨物が危険品であることを知ったときは、荷送人の費用をもってその貨物を運送に適する状態にし、又はその貨物を処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（運賃及び料金）

第十六条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店別に定めます。

2　荷送人又は荷受人は、前項の運賃及び料金並びにその適用方法により、運賃及び料金を支払います。

（運賃、料金等の収受方法）

第十七条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後過不足を清算します。

3　荷送人は、前項の過不足を清算しないときは、当店は、その貨物の引渡しをしないことがあります。

4　第一項の規定にかかわらず、当店は、荷送人の信用その他相当の事由があるときは、荷送人の同意を得て、運賃、料金等の全部又は一部を荷受人から収受することがあります。

（運賃の後払）

第十八条　荷送人は、貨物の引渡しを受けた後、荷受人から運賃、料金等を収受することを当店に請求することができます。

2　前項の請求をするときは、荷送人は、貨物の引渡しを受けた後、荷受人から運賃、料金等を収受することを当店に請求することができます。

（運賃請求権）

第十九条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失、き損、延着その他運送に関し荷送人に責任のある事由により引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、運賃、料金等の全額を請求することができます。

2　当店は、貨物の引渡しをすることができるようになった後、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間内に前項の指図がないときは、その貨物を競売に付してその代金を供託することがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）

第十五条　当店は、第十五条の規定による明告又は点検によりその貨物が危険品であることを知ったときは、荷送人の費用をもってその貨物を運送に適する状態にし、又はその貨物を処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（運送及び料金の支払）

第二十条　当店は、運送の申込みを受けた場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、運賃、料金等の全部又は一部を荷受人から収受することができます。

3　第一項の規定による指図に応じないときは、運賃、料金等の全部又は一部を荷受人から収受することができます。

（運賃及び料金の支払）

第二十一条　当店は、荷送人又は荷受人から運賃、料金等を収受するまでに、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の到着及び引渡しの日時を通知します。

（運賃、料金等の収受方法）

第二十二条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後過不足を清算します。

3　荷送人は、前項の過不足を清算しないときは、当店は、その貨物の引渡しをしないことがあります。

4　第一項の規定にかかわらず、当店は、荷送人の信用その他相当の事由があるときは、荷送人の同意を得て、運賃、料金等の全部又は一部を荷受人から収受することがあります。

（運賃後払）

第二十三条　荷送人は、貨物の引渡しを受けた後、荷受人から運賃、料金等を収受することを当店に請求することができます。

2　前項の請求をするときは、荷送人は、貨物の引渡しを受けた後、荷受人から運賃、料金等を収受することを当店に請求することができます。

（運賃請求権）

第二十四条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失、き損、延着その他運送に関し荷送人に責任のある事由により引渡しをすることができないときは、荷送人に対し、運賃、料金等の全額を請求することができます。

2　当店は、貨物の引渡しをすることができるようになった後、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間内に前項の指図がないときは、その貨物を競売に付してその代金を供託することがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）

第二十五条　当店は、第二十五条の規定による明告又は点検によりその貨物が危険品であることを知ったときは、荷送人の費用をもってその貨物を運送に適する状態にし、又はその貨物を処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（運送及び料金の支払）

第二十六条　当店は、運送の申込みを受けた場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、運賃、料金等の全部又は一部を荷受人から収受することができます。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）

第二十五条　当店は、第二十五条の規定による明告又は点検によりその貨物が危険品であることを知ったときは、荷送人の費用をもってその貨物を運送に適する状態にし、又はその貨物を処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（運送及び料金の支払）

第二十六条　当店は、運送の申込みを受けた場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、運賃、料金等の全部又は一部を荷受人から収受することができます。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（運送及び料金の支払）

第二十六条　当店は、運送の申込みを受けた場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、運賃、料金等の全部又は一部を荷受人から収受することができます。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（運賃